

聴覚障害者と共に働くための

手話を学びたい

どうしたら伝わるだろう？

接し方がわからない

合理的配慮のお手伝いをします！



近年、聴覚障害者を雇用している企業は多くの業種にわたっています。そして、障害者差別解消法（平成28年4月施行）により合理的配慮（障害のある人とない人の平等な機会を確保するための調整やサービス提供）に努めることが求められます。聴覚障害者の職業的な能力は聴覚障害のない社員と変わらないのですが、コミュニケーションにすれ違いが起こることで本来の能力が発揮されない状況が多く見受けられます。まずは、聴覚障害者本人の意思を確認すること。そして、聴覚障害の特性やコミュニケーションについての理解が合理的配慮への第一歩となります。

＜職場での聴覚障害者の思い、健聴者の思い＞

健聴者……忙しい時や時間が無い時に何度も聞き返されるとイライラする。
指示を出して頼いたのに指示通りの仕事が出来なかった。
説明しても、どこまで理解できているのかが分からない。

聴覚障害者……何度も聞き直すと気まずい雰囲気になる。
会話が聞き取れないと「もういい」と言われる。
自分だけが全体の状況や業務内容が分からないまま仕事をしている。

＜補聴器について＞

補聴器は効果もありますが限界もあります。「言葉」として知覚することが困難な場合が多く、ゆっくり、はっきり話すなどの配慮が必要です。



＜聴覚障害者が働きやすくなるために＞

職場内での情報不足は聴覚障害者にとっては日常的なことであり、状況を把握しきれないまま、戸惑いながら業務にあたっていることが少なくありません。職場の上司や同僚からの情報提供など積極的な支援により聴覚障害者が安心して働くことができ、さらに能力を十分に発揮することができる鍵となります。

（例）◆朝礼の内容を同僚がパソコンで打ってくれるので様子が分かり安心できる。

◆定期的に社内で手話講習会があり、上司や同僚が手話を覚えてくれて指示や引継ぎを手話で伝えてくれるのでスムーズに仕事ができるようになった。

聴覚障害者との意思疎通に関することはお任せください！

- 手話講習などの講師の派遣、面接や会議などに手話通訳者や要約筆記者の派遣をいたします。
- 職場等での聴覚障害者とのスムーズな意思疎通のためのポイントや「コミュニケーションボード」の作成など様々な方法を提案します。是非、ご相談ください。（こちらの派遣は有料となります。）



助成金について

聴覚障害者の雇用、手話通訳者の派遣を利用する場合に助成金を受けることができます。詳しくは、当法人の講師派遣担当または、「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 神奈川支部」電話 045-640-3046 にお尋ねください。

社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会 本部事業課 講師派遣担当
TEL 0466 (27) 1911 FAX 0466 (27) 1225 E-mail haken@kanagawa-wad.jp